

令和5年度奥出雲町ふるさと応援寄附協賛事業者募集要項

ふるさと納税制度を活用した奥出雲町の魅力や地元特産品のPR、販売促進及び地元経済の活性化につなげるため、本町へふるさと納税をした寄附者へ進呈する返礼品の提供に協力していただける事業者を募集します。

1 応募の要件

返礼品を出品することのできる事業者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が本町にある法人、団体、又は個人事業者であること。
- (2) 法令等に沿った生産、製造、販売、サービスの提供を行っていること。
- (3) 町税等に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと。
- (5) 個人情報の取り扱いを厳重に行い、かつ返礼品に対する問い合わせ等に的確に対応できること。

2 募集期間

令和4年12月1日(木) ～ 令和5年1月11日(水)

※上記期間外でもご相談の上、随時受付します。

3 募集する返礼品

出品することのできる返礼品は、次のいずれかに該当するものであって、ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aに記載されている地場産品基準に抵触しないものとする。

- (1) 奥出雲町内において生産されたものであること。
- (2) 奥出雲町内において原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 奥出雲町内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (4) 奥出雲町内において生産されたものであって、近隣市町村内において生産されたものと流通構造上、混在が避けられないものであること。
- (5) 奥出雲町の広報の目的で生産された奥出雲町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から町独自の返礼品であることが明白なものであること。

(6) 上記(1)～(5)に該当する返礼品と当該返礼品等との間に関連性のあるものをあわせて提供するものであって、当該返礼品が主要な部分を占めるものであること。

(7) 奥出雲町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が奥出雲町に相当程度関連性のあるものであること。

(8) 近隣市町村と共同でこれら近隣市町村内において上記(1)～(7)のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするものであること。

(9) 島根県が奥出雲町を含む県内複数の市町村と連携し、当該連携する市町村の区域内において上記(1)～(7)のいずれかに該当するものを島根県及び連携市町村の共通の返礼品とするものであること。

(10) 島根県が奥出雲町を含む県内複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品をそれぞれ返礼品とするものであること。

4 申込方法

下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに奥出雲町役場企画財政課まで持参又はメール、郵送にて提出してください。

- ① 奥出雲町ふるさと応援寄附協賛参加申込書【様式第1号】
- ② 商品リスト【様式第2号】※商品ごとに作成すること
- ③ 返礼品の画像を複数枚準備し、電子データで提出（CD-Rあるいはデータ便等）
- ④ 事業者概要（任意様式。パンフレット可）《新規事業者のみ》
- ⑤ 町税の納税証明書《新規事業者のみ》
- ⑥ 口座振替払申出書兼債務者登録（新規・変更）申出書《新規事業者のみ》

5 返礼品の登録決定

事業者に各ふるさと納税ポータルサイトへの掲載開始を報告することで、登録決定とみなします。なお、掲載スケジュールや掲載順などのサイトの運営に関しては本町に一任していただきます。

6 返礼品代金の支払い

(1) 返礼品の支払い金額は、梱包料を含む商品代（税込）と送料（税込）をお支払いします。ただし、事業者又は宅配業者の責に帰すべき事由により、返礼品の再配送を行う場合についてはこの限りではありません。

(2) 返礼品の発送後に、月末締めでおおよそ1か月分をまとめて町に請求してください。請求書は毎月5日頃までに送付すること。

(3) 発送状況の確認を行うため、請求書とあわせて送り状の控えのコピー等を同封ください。

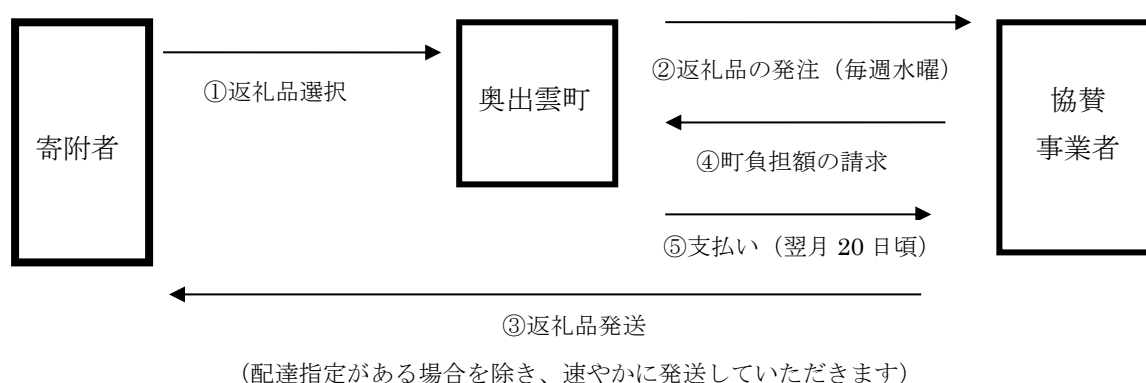
7 寄附金額の設定

返礼品の提供価格が寄附金額の30%以内となる範囲で本町にて設定します。

8 返礼品提供のメリット

- (1) 本町が契約するふるさと納税ポータルサイトやパンフレット等に返礼品及び事業者名を掲載します。ただし、新規事業者については、初年度はポータルサイトのみに掲載し、次年度よりポータルサイトとパンフレットに掲載します。
- (2) 掲載に係る手数料や広告料はかかりません。
- (3) 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRができます。

9 返礼品発送の流れ



10 個人情報の保護

協賛事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、厳重に行ってください。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協賛事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

11 その他留意事項

- (1) 積極的に奥出雲町のPR等を行い、シティセールス活動に努めて下さい。
- (2) 事業者はあらかじめ申込みした返礼品の変更・辞退をする場合や、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに町へ報告して下さい。
- (3) 事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告して下さい。また、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。

- (4) 町は、登録された事業者が本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取消すことがあります。
- (5) 町は、申込内容に虚偽があった場合若しくは町に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取消します。
- (6) 申込みをされましても、必ず採用とはなりませんので、ご承知おきください。

12 申込み・問合せ先

〒699-1511 仁多郡奥出雲町三成 358-1 (仁多庁舎)

奥出雲町役場 企画財政課 ふるさと応援寄附担当

TEL : 0 8 5 4 - 5 4 - 2 5 2 2 FAX : 0 8 5 4 - 5 4 - 1 2 2 9

e-Mail : furusato@town.okuizumo.shimane.jp